

(別紙) 損害一覧表

請求項目	請求額(円)	控訴人らの主張	被控訴学校の認否	被控訴協会の認否	当裁判所の判断		
					認容額(円)	証拠	理由
<b>控訴人X1</b>							
逸失利益	149,380,880	18歳から77.01歳まで。平成8年賃金センサス第1表、産業計・男子労働者・大卒の平均給与に基づき、1年ごとに新ホフマン係数を用い、別紙逸失利益算定表のとおり計算。68歳から平均余命までは65歳から67歳までの平均給与の2分の1とする。	基礎収入は平成8年産業計全年齢平均(¥4,955,300)により、中間利息控除の方法はライプニッツ方式により、就労可能年齢は67歳までとして計算すると、81,660,866円が相当である。	被控訴学校の主張を援用	117,086,884	甲 317,318 336,337 395,412	(計算式) 6,587,500×17.7741= 117,086,884
治療関係費			症状固定日であるH9.2.22までに限り認め、その後については認めない。	被控訴学校の主張を援用			
<b>1 入院費用及び診療費用</b>							
<b>(1) 入院に要する費用</b>							
J救命救急センター	815,524		認める。	被控訴学校の主張を援用	815,524	甲 101	当事者間に争いがない。
M1病院	1,613,967		症状固定日であるH9.2.22までに限り認め、その後については認めない。	被控訴学校の主張を援用	1,394,556	甲 102	左記証拠により、診療費として42万9180円、室料差額96万5376円を損害と認定
M2病院	866,858				746,970	甲 103	室料差額66万4000円、特殊材料費4万7400円、これらに対する消費税3万5570円を損害と認定
<b>(2) 外来通院費用、退院後のM2病院ショートステイに要する費用</b>							
M2病院入院中の本院への通院	50,232		争う。	被控訴学校の主張を援用	50,232	甲 104	左記証拠により認定
退院後のM2病院ショートステイ代	31,728				17,250	甲 105,228	左記証拠により、特殊材料費2400円、その他保険外費用2600円、これらに対する消費税250円、室料差額1万2000円を損害と認定
M4病院・M6病院診療費	1,740				1,740	甲 114の7,8	左記証拠により認定
<b>1の小計</b>	<b>3,380,049</b>				<b>3,026,272</b>		
<b>2 治療関連費</b>							
<b>(1) 入院雑費</b>							
	1,675,500	日額1500円×入院日数1117日	症状固定日であるH9.2.22までに限り認め、その後については認めない。	被控訴学校の主張を援用	1,675,500		症状固定日(平成18年12月1日)までの全入院日数1117日について、日額1500円の限度で認める。 (計算式) 1,500×1,117=1,675,500
(2) 駐車場代	192,700	H9.4.21～H10.2.24			192,700	甲 106	左記証拠により認定
(3) 装具費	60,070						
		頸椎装具	19,240		19,240	甲 107の1	左記証拠により認定
		右短下肢装具	40,830		40,830	甲 107の2	左記証拠により認定
<b>2の小計</b>	<b>1,928,270</b>				<b>1,928,270</b>		
<b>3 治療・在宅介護用機械類購入費用</b>							
			治療器具については、症状により有効かつ相当な場合、殊に医師の指示がある場合に限り損害と認めるべきである。その他の装具、器具等の購入費についても必要性がある場合に限り損害と認めるべきである。	被控訴学校の主張を援用			

請求項目	請求額(円)	控訴人らの主張	被控訴学校の認否	被控訴協会の認否	当裁判所の判断		
					認容額(円)	証拠	理由
(1) あんまいす	162,740			人力で代替可能である。	0		控訴人X1がM1病院に入院中の平成8年11月29日に購入されたものであり、一時退院時に同控訴人が使用するとしても、必要性及び相当性を認めることができない。
(2) ファクシミリ	38,934			郵便等で代替可能である。	0		治療に必要であるとはいえず、治療と関わりなく一般の家庭にも普及しているものであって、必要性及び相当性を認めることができない。
(3) リハビリ用シューズ	1,051				1,051	甲 108-32	左記証拠及び甲395により認定
(4) 視力回復機(リース)	30,000			有効性が認められないし、医師の指示に基づくものでもない。	0		控訴人X1の視力障害の原因に照らし、必要性及び相当性を認めることができない。
(5) 視力回復機(購入費)	58,000			有効性が認められないし、医師の指示に基づくものでもない。	0		
(6) 折りたたみ車いす	30,240				30,240	甲 108-9	左記証拠及び甲395により認定
(7) ハンズフリー電話機	15,540			ハンズフリーの電話機を購入する必要がない。	15,540	甲 108-3	左記証拠及び甲395により認定
(8) マッサージャー	3,129			人力で代替可能である。	0		治療に必要であるとはいえず、治療と関わりなく一般の家庭にも普及しているものであって、必要性及び相当性を認めることができない。
(9) リハビリ用砂のう	13,440				13,440	甲 108-10	左記証拠及び甲395により認定
(10) ヘッドホン	2,980			治療に不要である。	0		治療に必要であるとはいえず、治療と関わりなく一般の家庭にも普及しているものであって、必要性及び相当性を認めることができない。
(11) リハビリ用バイク	55,440			リハビリは病院等で行っており、自宅には不要である。	55,440	甲 108-11	左記証拠及び甲395により認定
(12) サポーター	2,520				2,520	甲 108-12	左記証拠及び甲395により認定
(13) 手すり設置、改造用具購入費	7,633				7,633	甲 115-10~13	左記証拠及び甲395により認定
(14) キャスター付きパソコンデスク	4,179				0		治療に必要であるとはいえず、治療と関わりなく一般の家庭にも普及しているものであって、必要性及び相当性を認めることができない。
(15) ベッド用布団	7,140				0		治療に必要であるとはいえず、治療と関わりなく一般の家庭にも普及しているものであって、必要性及び相当性を認めることができない。
(16) 特殊便器	26,150				26,150	甲 115-8,229-7	左記証拠及び甲395により認定
(17) 車いす	26,150				26,150	甲 115-9	左記証拠及び甲395により認定
(18) 歩行支援用具手すり	3,000				3,000	甲 115-7	左記証拠及び甲395により認定
(19) 折りたたみワゴン	3,129				3,129	甲 115-14	左記証拠及び甲395により認定
(20) 介護ベッド他	32,750				32,750	甲 115-2	左記証拠及び甲395により認定
(21) タヒラ移動用介助バー ハイロー用	31,920				31,920	甲 115-3	左記証拠及び甲395により認定
(22) 車いす用レインウェア	14,952				14,952	甲 115-4	左記証拠及び甲395により認定

請求項目	請求額(円)	控訴人らの主張	被控訴学校の認否	被控訴協会の認否	当裁判所の判断		
					認容額(円)	証拠	理由
(23) リハビリ用パワーステップ	8,070				8,070	甲 108-13	左記証拠及び甲395により認定
(24) リハビリ用低周波治療器	7,224			頭部に使用するものではない。	0		治療に必要であるとはいえず、治療と関わりなく一般の家庭にも普及しているものであって、必要性及び相当性を認めることができない。
(25) 玄関スロープ	90,000				90,000	甲 115-6	左記証拠及び甲395により認定
(26) リハビリ用食事補助具	1,890				1,890	甲 115-16	左記証拠及び甲395により認定
(27) マッサージャー	3,129			人力で代替可能である。	0		治療に必要であるとはいえず、治療と関わりなく一般の家庭にも普及しているものであって、必要性及び相当性を認めることができない。
(28) カセットテープ及びラジオ	3,703			治療とは無関係である。	0		治療に必要であるとはいえず、治療と関わりなく一般の家庭にも普及しているものであって、必要性及び相当性を認めることができない。
(29) 食事用エプロン	1,517				1,517	甲 115-18	左記証拠及び甲395により認定
(30) 車いす	26,150				26,150	甲 229-8,9	左記証拠及び甲395により認定
(31) 滑り止め付きお盆	1,890				1,890	甲 229-12	左記証拠及び甲395により認定
(32) 前掛けエプロン	2,442				2,442	甲 229-11	左記証拠及び甲395により認定
(33) 電話機	41,391			既に電話は有している。	0		治療に必要であるとはいえず、治療と関わりなく一般の家庭にも普及しているものであって、必要性及び相当性を認めることができない。
(34) 介護ベッド用キャスター	10,920				10,920	甲 229-14	左記証拠及び甲395により認定
(35) 車いす	35,000				35,000	甲 229-10	左記証拠及び甲395により認定
(36) 音声読み上げ携帯電話	7,140			治療とは無関係である。	0		声で操作をすることのできる音声認識機能を備えた携帯電話機であるが、特別の仕様を備えたものではなく一般向けの機械であり(甲229の16)、携帯電話機それ自体は障害の有無と関わりなく一般の家庭にも普及しているものであって、必要性及び相当性を認めることができない。
(37) 電動歯ブラシ、シャワーラジオ	22,868			必要がない。	22,868	甲 229-17	左記証拠及び甲395により認定
(38) その他介護用品代	21,504				21,504	甲 115-1,17	左記証拠及び甲395により認定
(39) 除圧用サンダル	8,160				8,160	甲 338	左記証拠及び甲395により認定
<b>3の小計</b>	<b>864,015</b>				<b>494,326</b>		

請求項目	請求額(円)	控訴人らの主張	被控訴学校の認否	被控訴協会の認否	当裁判所の判断		
					認容額(円)	証拠	理由
4 文書代	55,425		診断書料など必要かつ相当な範囲に限り損害と認めべきである。	被控訴学校の主張を援用。次の書証に係る文書代は損害と認定されるべきでない。甲109の2・3, 230の3・7・8・9・11	31,275	甲 109の1・4, 230の1・3・5・6・10	身体障害者手帳の申請(甲109の1), Pセンターへの提出(甲109の4), 身体障害有期再認定(甲230の1), 裁判所提出(甲230の5), Pセンター等提出(甲230の6), 障害者基礎年金給付認定(甲230の3・10)のための各診断書の作成費用につき本件事故と相当因果関係のある損害と認定。その余(X4の特別扶養手当受給のための甲109の2, 自動車税減免のための甲109の3・8・9, 自動車取得税減免のための甲230の2, 目的不詳の甲230の4, 国府寮提出のための甲230の7については, 必要性, 相当性を認めない。
5 針, マッサージ代	154,500		症状により有効かつ相当な場合, 殊に医師の指示がある場合に限り損害として認められるべきである。	被控訴学校の主張を援用。医師の指示がなく, 超過的な治療である。	154,500	甲 110,231,339	左記証拠により認定。針, マッサージ治療は, M2病院入院中から医師の承認の下に実施されており, 必要かつ相当と認める。
6 M2病院処方によるEPA-α投薬代	234,900		症状により有効かつ相当な場合, 殊に医師の指示がある場合に限り損害として認められるべきところ, EPA-αは, 医薬品ではなく栄養補助食品であり, その有効性, 相当性の判断は医薬品よりも慎重に判断されるべきである。	漢方薬であり, 実際にどれほどの効用があるかは定かではなく, 損害と認定することは不適切である。	234,900	甲 111, 232, 340, 373の1	左記証拠により認定。EPA-αは栄養補助食品であるが, M2病院入院中から医師の指示により投与を受けており, 必要かつ相当と認める。
<b>7 その他交通費・宿泊費</b>							
(1)事故直後のX4, 控訴人X2, 控訴人X3の高知大阪間交通費, 宿泊費	433,666		支出が必要かつ相当な場合に限り, 損害として認めべきである。	被控訴学校の主張を援用。控訴人X1以外の者の交通費・宿泊費は, 本人を移動させる際のみを損害と認め, その余は損害と認めべきでない。	316,710		本件事故と相当因果関係のある損害として, 次のとおり認める。交通費18万5750円(甲119の1ないし5, 7, 8, 10, 12, 17) 駐車場代6000円(甲119の6) 宿泊費12万円(甲119の11, 16) 手荷物送料4960円(甲119の15) (サッカー関係者及び医療関係者へのへの手土産(甲119の9, 13, 14), 宿泊費以外のホテルでの支払(甲119の11, 16)については必要性及び相当性を認めない。)
(2)M3病院, M4病院, M5病院各受診交通費	180,257				166,002	甲 112	左記証拠及び甲96の3により認定
(3)M4病院, M6病院受診交通費	75,440				75,440	甲 114-1~6	左記証拠及び甲96の3により認定
(4)紹介病院受診交通費	32,450				32,450	甲 113	左記証拠及び甲96の3により認定
(5)M8病院(視力検査のための入院)交通・宿泊費	77,930				77,930	甲 233-1~8	左記証拠により認定

請求項目	請求額(円)	控訴人らの主張	被控訴学校の認否	被控訴協会の認否	当裁判所の判断		
					認容額(円)	証拠	理由
(6)同(H16.3.15からの入院)交通・宿泊費	43,520				43,520	甲 341	左記証拠により認定
(7)同(H16.7.29からの入院)交通・宿泊費	31,340				31,340	甲 342	左記証拠により認定
(8)同(H17.7.19からの入院)交通・宿泊費	74,990				73,990	甲 343	左記証拠により認定(食費1000円については相当性を認めない。)
(9)同(H17.12.7からの入院)交通・宿泊費	95,055				90,755	甲 344	左記証拠により認定(食費4300円については相当性を認めない。)
(10)M9センター入所時(H18.10)の交通・宿泊費	64,700				64,700	甲 345	左記証拠により認定
<b>7の小計</b>	<b>1,109,348</b>				<b>972,837</b>		

請求項目	請求額(円)	控訴人らの主張	被控訴学校の認否	被控訴協会の認否	当裁判所の判断			
					認容額(円)	証拠	理由	
<b>8 入院中の付添介護費, 在宅介護に関する費用</b>								
①入院付添費	4,624,000	578日間(事故発生からM2病院退院まで)×8000円	付添を要する期間は578日全日ではなく、合理的かつ必要な範囲に限るべきであるし、近親者の入院付添費日額は8000円ではなく6500円を基本とすべきであり、本件では更に減額されるべきである。	被控訴学校の主張を援用。病院による介護で十分であり家族による付添の必要はなく、仮にこれを損害と認めるにしても1日6500円とすべきである。	3,757,000		日額6500円とし、M2病院退院までの入院期間(579日)中、控訴人ら主張の範囲内で578日間につき認める。 (計算式) 6,500×578=3,757,000	
		入院日数計(内訳下記のとおり)						578
		J救命救急センター						28
		M1病院						221
		M2病院						332
		二重計上(H8.9.9, H9.4.17)						-2

請求項目	請求額(円)	控訴人らの主張	被控訴学校の認否	被控訴協会の認否	当裁判所の判断			
					認容額(円)	証拠	理由	
②在宅介護費用	19,856,000	2482日間(退院後盲学校の寮に入寮するまで)×8000円 終期(盲学校入寮の日) H17.4.7 始期(M2病院退院翌日) H10.3.15 日数 2,581 M2病院ショートステイの日数 98 差(日) 2,483	退院後盲学校入寮までの2580日(ショートステイ期間98日を控除すると2482日)の全期間について、常時介護が必要であったとは認められない。期間及び日額を合理的かつ必要な範囲に限定すべきである。	被控訴学校の主張を援用。在宅介護費用については常時介護ではなく、随時介護を基準とすべきである。	19,624,000		日額8000円とし、M2病院退院(平成10年3月14日)後、盲学校の寮に入寮するまで(平成17年4月7日)の期間(2581日)から、症状固定より前の同病院のショートステイ期間(128日)を控除した2453日につき認める。 (計算式) 8,000×2453=19,624,000	
8の小計	24,480,000				23,381,000			
9 イトオテルミー治療費	477,355		温熱治療やマッサージなどの特殊な治療の費用については、症状により有効かつ相当な場合、殊に医師の指示がある場合に限り損害として認めるべきである。	被控訴学校の主張を援用。医師の指示がなく、有効性、相当性の立証がない。	0		イトオテルミーはいわゆる民間療法の一つであり、必要性及び相当性を認めない。	
10 入退院時の病院へのお礼	393,686		社会通念上相当なものに限り、損害として認めるべきである。	被控訴学校の主張を援用。基本的には不要とされるものであり、損害として認められるべきでない。	0		医療機関及び父兄に対する謝礼であり、必要性及び相当性を認めない。	
11 ボランティアR高知回数券	1,068,600		不知	損害と認められるべきでない。	139,800	甲 117,126,234	左記証拠により認める。	
12 自動車購入費	2,971,300	平成11年10月20日、マツダデミオ(¥1,391,300)を、平成18年10月17日、トヨタラクティス(¥1,580,000)をそれぞれ購入した。	自動車購入費全額ではなく、改造費を損害と捉えるべきである。1台目のマツダデミオについては車いす電動リフト10万7000円のみがこれに当たり、2台目のラクティスについては改造費用を認めることができない。	被控訴学校の主張を援用。特別仕様費のみが損害と認められるべきである。	214,000	甲 127,346~8	左記証拠により、車いす電動リフト装備費用(2台分)に限り認定。自動車については従前から保有していた車両の買換えであり、損害と認めない。	
13 パソコン関連機器購入費	48,000	パソコン 特殊入力装置 読書支援機 合計	117,075 126,000 147,840 390,915	自己負担額4万8000円については、視覚障害者向けのソフトウェアということであれば、必要かつ相当な金額の支出として争わない。	被控訴学校の主張を援用。視覚障害者向けのソフトウェアであれば争わない。	48,000	甲 349-2 甲 349-1 甲 349-2 甲 349-3	左記証拠により、特殊入力装置に係る自己負担額について認容
治療関係費(1~13)小計	37,165,448				30,625,180			

請求項目	請求額(円)	控訴人らの主張		被控訴学校の認否	被控訴協会の認否	当裁判所の判断					
						認容額(円)	証拠	理由			
<b>自宅改造費</b>											
(内訳は下記のとおり)											
1 Sあて支払総額	24,451,000	本体工事代金	21,975,000	自宅の本体工事代金は、自宅改造ではなく、別棟を自宅の隣に新(増)築したもので、その全額が必要かつ相当な改造費とは認められない。	被控訴学校の主張を援用。自宅改造費は介護に必要なものではなく損害と認められない。自宅改造費は自宅の増築に要した費用であるところ、控訴人X1は母屋で生活しており、風呂以外は増築部分を利用しておらず、現に使用しているのは控訴人X3夫妻である。	15,000,000	甲 130-1, 131	左記証拠により、X4の自宅敷地内の既存の自宅建物に隣接する位置に障害のある控訴人X1が居住可能な機能を備えた別棟を建築し、その費用として2197万5000円を要した事実が認められ、控訴人X1の障害の内容程度からして必要なものであったと認めることができるが、同控訴人のリハビリ入院、盲学校入寮、家族状況の変動等の事情もあり、現在のところ同控訴人が既存の自宅を使用し、控訴人X3夫婦が新築建物を使用していることなどを総合考慮すると、建築費用の約7割に相当する1500万円の限度で認容するのが相当。			
		太陽光発電工事代金	1,540,000	太陽光発電工事代金は必要性が認められない。					0		太陽光発電装置の一般的な普及状況に照らし、この装置が別棟における控訴人X1の生活に不可欠であるとは認められない。
		浄化槽工代金	936,000	不知					936,000	甲 131	左記証拠により認定
2 駐車場及びアプローチ部分補修工事費用											
① 駐車場部分の屋根設置費用	629,000			必要性に疑問があり、金額の相当性につき不知		629,000	甲 115-15, 131	左記証拠により認める。			
② アプローチ工事代金	2,766,707			工事の必要性は認め、金額の相当性は不知		2,766,707	甲 130	左記証拠により認める。			
<b>自宅改造費小計</b>	<b>27,846,707</b>					<b>19,331,707</b>					
<b>将来介護費</b>											
	339,354,986	日額(円)	37,214	常時介護は必要なく、随時介護で足りる。また、職業付添人が常時必要であるともいえない。介護費用日額につき、家族による常時介護であれば随時介護であれば日額3000円程度であり、本件ではさらに合理的な限度にとどめられるべきである。中間利息の控除はライブニッツ方式によるべきである。	控訴人X2及び控訴人X3が満67歳に達するまでの期間は、近親者による介護が可能であることを前提とすべきであり、その後の介護費用としても日額1万円が相当である。中間利息の控除はライブニッツ方式により、介護は随時介護で足りることを考慮すべきである。	120,487,230	甲 354~357	常時介護を前提に、職業介護者日額1万2000円(昼間8時間)、それ以外の時間における家族介護費用6000円、日額合計1万8000円、年間365日とする。症状固定時(26歳)から77歳までの51年(第18回生命表参考表の26歳男子の平均余命)に対応するライブニッツ係数は18.3390である。 (計算式) 18,000×365×18.3390=120,487,230			
		年間日数	365								
		51年(26歳~77歳)のホフマン係数	24.9836								
		37,214円×365×24.9836									
<b>ホームエレベーターの将来の保守・点検・整備に要する費用</b>											
	786,983	年額	31,500	ホームエレベーターは別棟の新築に際して設置されたものであるところ、改装費用は必要かつ合理的な範囲に限定されるべきであることに加え、既存自宅の1階部分に十分な居住空間を確保できることからすれば、控訴人X1の居住空間をあえて2階にしなければならない理由はなく、必要性が認められない。	エレベーターは自宅の改造の一環であるところ、自宅改造費については必要性が認められる範囲において損害と認められるにすぎないが、その必要性は不知。	577,679	甲 358	左記証拠により認める。症状固定時である平成18年(26歳)から77歳までの51年(第18回生命表参考表の26歳男子の平均余命)に対応するライブニッツ係数は18.3390である。 (計算式) 31,500×18.3390=577,679			
		51年のホフマン係数	24.9836								

請求項目	請求額(円)	控訴人らの主張	被控訴学校の認否	被控訴協会の認否	当裁判所の判断		
					認容額(円)	証拠	理由
将来における日常生活用具・器械類の買換え費用							
① 自動車	4,722,462	別紙日常生活用具に関する将来損害原価表記載のとおり。	これまで公的助成がある部分について将来それが得られなくなるというのであれば、その確実性などを立証すべきである。中間利息の控除はライブニッツ方式によるべきである。	自動車については、購入費全額が損害と認められるのではなく、必要性が認められる場合に相当額の改造費が認められるにすぎない。2代目の購入自動車(ラクティス)には、特別仕様や改造費は生じておらず、今後もその必要は乏しい。	155,300		車いす電動リフト装備費用10万7000円につき、症状固定時である平成18年(26歳)から77歳までの51年(第18回生命表参考表の26歳男子の平均余命)の間、平成28年以後10年おきに買い換えることを前提に算定。ライブニッツ係数は10年0.6139、20年0.3769、30年0.2314、40年0.1420、50年0.0872、合計1.4514である。 (計算式) 107,000×1.4514=155,300
② 車いす	1,379,559			公的助成金受給部分は損害と捉えるべきでない。	1,061,408	甲 359-2	外出用車いす費用14万5528円につき、症状固定時である平成18年(26歳)から77歳までの51年(第18回生命表参考表の26歳男子の平均余命)の間、平成20年以後5年おきに買い換えることを前提に算定。ライブニッツ係数は2年0.9070、7年0.7107、12年0.5568、17年0.4363、22年0.3418、27年0.2678、32年0.2099、37年0.1644、42年0.1288、47年0.1009、合計3.8244である。 (計算式) 145,528×3.8244=556,557 屋内用車いす費用14万5528円につき、症状固定時である平成18年(26歳)から77歳までの51年(第18回生命表参考表の26歳男子の平均余命)の間、平成22年以後5年おきに買い換えることを前提に算定。ライブニッツ係数は4年0.8227、9年0.6446、14年0.5051、19年0.3957、24年0.3101、29年0.2429、34年0.1904、39年0.1491、44年0.1169、49年0.0916、合計3.4691である。 (計算式) 145,528×3.4691=504,851 556,557+504,851=1,061,408
③ 介護用ベッド	455,710			公的助成金受給部分は損害と捉えるべきでない。	438,660	甲 359-2	介護用ベッド15万9200円につき、症状固定時である平成18年(26歳)から77歳までの51年(第18回生命表参考表の26歳男子の平均余命)の間、平成19年以後8年おきに買い換えることを前提に算定。ライブニッツ係数は1年0.9524、9年0.6446、17年0.4363、25年0.2953、33年0.1999、41年0.1353、49年0.0916、合計2.7554 (計算式) 159,200×2.7554=438,660

請求項目	請求額(円)	控訴人らの主張	被控訴学校の認否	被控訴協会の認否	当裁判所の判断		
					認容額(円)	証拠	理由
④ 手すり設置	948,707			公的助成金受給部分は損害と捉えるべきでない。	884,307	甲 236	手すり設置費用35万3850円につき、症状固定時である平成18年(26歳)から77歳までの51年(第18回生命表参考表の26歳男子の平均余命)の間、平成21年以後8年おきに買い換えることを前提に算定。 ライブニッツ係数は3年0.8638, 11年0.5847, 19年0.3957, 27年0.2678, 35年0.1813, 43年0.1227, 51年0.0831, 合計2.4991(計算式) $353,850 \times 2.4991 = 884,307$
⑤ パソコン関連用具	1,217,153			公的助成金受給部分は損害と捉えるべきでない。パソコンは一般的に普及しているから、通常の購入代金を超える部分のみ損害と捉えるべきである。	764,151	甲 349-2,3	特殊入力装置12万6000円、読書支援機14万7840円の合計27万3840円につき、症状固定時である平成18年(26歳)から77歳までの51年(第18回生命表参考表の26歳男子の平均余命)の間、平成23年以後6年おきに、買い換えることを前提に算定。 ライブニッツ係数は5年0.7835, 11年0.5847, 17年0.4363, 23年0.3256, 29年0.2429, 35年0.1813, 41年0.1353, 47年0.1009, 合計2.7905である。 (計算式) $273,840 \times 2.7905 = 764,151$
⑥ 特殊便器	565,659			公的助成金受給部分は損害と捉えるべきでない。	544,495	甲 359-2	特殊便器19万7610円につき、症状固定時である平成18年(26歳)から77歳までの51年(第18回生命表参考表の26歳男子の平均余命)の間、平成19年以後8年おきに買い換えることを前提に算定。 ライブニッツ係数は1年0.9524, 9年0.6446, 17年0.4363, 25年0.2953, 33年0.1999, 41年0.1353, 49年0.0916, 合計2.7554(計算式) $197,610 \times 2.7554 = 544,459$
⑦ シャワーキャリー	241,299			公的助成金受給部分は損害と捉えるべきでない。	224,919	甲 359-2	シャワーキャリー9万円につき、症状固定時である平成18年(26歳)から77歳までの51年(第18回生命表参考表の26歳男子の平均余命)の間、平成21年以後8年おきに買い換えることを前提に算定。 ライブニッツ係数は3年0.8638, 11年0.5847, 19年0.3957, 27年0.2678, 35年0.1813, 43年0.1227, 51年0.0831, 合計2.4991である。 (計算式) $90,000 \times 2.4991 = 224,919$

請求項目	請求額(円)	控訴人らの主張	被控訴学校の認否	被控訴協会の認否	当裁判所の判断	
					認容額(円)	証拠 理由
⑧ 音声時計	30,281			公的助成金受給部分は損害と捉えるべきでない。また、通常の時計の代金を超える部分のみが損害となる。	28,712	甲 359-2 音声時計1万5500円につき、症状固定時である平成18年(26歳)から77歳までの51年(第18回生命表参考表の26歳男子の平均余命)の間、平成23年以後10年おきに買い換えることを前提に算定。 ライプニッツ係数は5年0.7835, 15年0.4810, 25年0.2953, 35年0.1813, 45年0.1113, 合計1.8524である。 (計算式) $15,500 \times 1.8524 = 28,712$
⑨ 盲人用テープレコーダー	138,165			現時点において必要性に乏しい。	134,602	甲 359-2 盲人用テープレコーダー3万8640円につき、症状固定時である平成18年(26歳)から77歳までの51年(第18回生命表参考表の26歳男子の平均余命)の間、平成19年以後6年おきに買い換えることを前提に算定。 ライプニッツ係数は1年0.9524, 7年0.7107, 13年0.5303, 19年0.3957, 25年0.2953, 31年0.2204, 37年0.1644, 43年0.1227, 49年0.0916, 合計3.4835である。 (計算式) $38,640 \times 3.4835 = 134,602$
①から⑨までの小計	9,698,995				4,236,554	
将来におけるEPA-α購入費	809,468	1か月1箱2700円、年額3万2400円。26歳から77歳までの51年間に対応する新ホフマン係数24.9836 (計算式) $32,400 \times 24.9836 = 809,468$ (円未満切り捨て)	症状により有効かつ相当な場合、殊に医師の指示がある場合に限り損害として認められるべきところ、EPA-αは、医薬品ではなく栄養補助食品であり、その有効性、相当性の判断は医薬品よりも慎重に判断されるべきである。中間利息の控除はライプニッツ方式によるべきである。	被控訴学校の主張を援用する。漢方薬であり、実際にどれほどの効用があるかは定かではなく、損害と認定することは不適切である。	594,184	甲 111, 232, 340, 373の1 左記証拠により認定。EPA-αは栄養補助食品であるが、M2病院入院中から医師の指示により投与を受けており、必要かつ相当と認める。 その額は、1か月1箱2700円の12か月分である3万2400円に平成18年12月1日の症状固定時(26歳)から77歳までの51年(第18回生命表参考表の26歳男子の平均余命)に対応する中間利息控除のためのライプニッツ係数18.3390を乗じて得た59万4184円と認めるのが相当である。 (計算式) $2,700 \times 12 \times 18.3390 = 594,184$

請求項目	請求額(円)	控訴人らの主張	被控訴学校の認否	被控訴協会の認否	当裁判所の判断		
					認容額(円)	証拠	理由
将来におけるリハビリ及び検診費用	5,247,383	理学療法, 作業療法, 言語感覚療法のいずれも1時間当たり各7500円。各療法をそれぞれ週1回, 今後5年間にわたって受ける(5年に対応する新ホフマン係数4.3644)。その後は検査(再診。1回当たり570円)を月1回, 77歳まで受ける(51年に対応する新ホフマン係数24.9836から5年に相当する前記4.3644を控除すると20.6192)。(計算式) 7500(円)×52(週)×4.3644×3(療法)+570(円)×12(月)×20.6192=5,247,383	症状固定後のリハビリ費用については損害として認められないというべきであるが、仮にリハビリ継続による機能回復が期待できるとして症状固定後のリハビリ費用を損害と認めるのであれば、他の損害項目については、その機能回復を前提として損害認定がされない(損害は減少するはずである)。中間利息の控除はライブニッツ方式によるべきである。	症状固定後のリハビリテーションに係る費用は原則として損害に当たらず、治療行為と同視できるような場合に限り例外として許容される。具体的には保存的治療に当たる場合や退院時に自宅介護の体制が整うまでの間、病院の了解の上での入院費など治療行為と同視し得る場合に限られる。また、6年目以降の検査費用についても必要性が認められない。	1,650,510	甲 362, 390の1	左記証拠により認定。維持的リハビリとして1か月に1度は理学療法士, 作業療法士, 言語療法士による障害の評価を行い、適切な日常生活上のアドバイスを受けることとするのが相当である。そして、脳血管疾患等リハビリテーション料は診療報酬としては1回7500円と評価されるから(甲362), その12か月分である9万円に平成18年12月1日の症状固定時(26歳)から77歳までの51年(第18回生命表参考表の26歳男子の平均余命)に対応する中間利息控除のためのライブニッツ係数18.3390を乗じて得た165万0510円と認めるのが相当である。 (計算式) 7500(円)×12(月)×18.3390=1,650,510
		リハビリ1回(診療報酬10割)	2,500	リハビリ・検診費用についても患者負担の限度で損害とすべき(10割を損害とすべきではない)。			
		週3回	3				
		年間52週	52				
		5年間のホフマン係数	4.3644	中間利息控除はライブニッツ方式によるべきである。			
		(小計)	1,702,116				
		OT(同額)	1,702,116				
		ST(同額)	1,702,116				
		検査1回(診療報酬10割)	570				
		年間12回	12				
		6年目から77歳までのホフマン係数	20.6192				
(小計)	141,035						
慰謝料	39,500,000	A高校からの見舞金50万円を控除	後遺障害慰謝料の一般的水準(1級の場合2800万円)を前提にすると、本件では合理的な範囲に限定されるべきである。	平成8年当時における後遺障害慰謝料の一般的水準(1級の場合2600万円)を前提とすべきである。C教諭及び被控訴協会が契約した損害保険により、控訴人X1に対しては傷害保険金合計534万円(C教諭分407万円・乙17の2, 被控訴協会分127万円・乙17の3)が支払われており、この点は慰謝料の額を算定するに当たり斟酌すべきである。	35,000,000	後遺障害の程度、入通院期間を考慮し、被控訴学校から見舞金50万円、C教諭及び被控訴協会が契約した損害保険により傷害保険金合計534万円(C教諭分407万円、被控訴協会分127万円)がそれぞれ支払われていることその他本件に現れた全事情を考慮	
以上の損害額	609,790,850	Qセンターからの傷害見舞金(¥33,700,000)を控除する前の合計額			329,589,928		

請求項目	請求額(円)	控訴人らの主張	被控訴学校の認否	被控訴協会の認否	当裁判所の判断		
					認容額(円)	証拠	理由
損益相殺		A高校生徒の保護者から見舞金(義援金)として受領した1327万7116円は、損害の填補の趣旨を有しないから、損益相殺の対象とならない。学年主任団及び保護者からの見舞金98万9864円についても同様である。	A高校から加療費補助金及び見舞金として70万円、A高校の名において集められた募金から1466万1408円、学年主任団及び保護者からの見舞金98万9864円の合計1635万1272円については、(控)らが交付を受けたことが明らかであり、損害から控除されるべきである。		10,000,000		見舞金として交付されたことに争いのない1426万6980円は、その募金の名目、経緯、金額、募金者の立場、属性、範囲等に照らすと、そのうちには損害の填補の趣旨も含まれているものと解するのが相当であり、その額は少なくとも1000万円と認めるのが相当である。
Pセンターからの障害見舞金	33,700,000				33,700,000		
Pセンターからの災害共済給付金	3,398,283				3,398,283		
住宅改修助成	682,150				682,150		
障害者年金	6,488,372	平成12年11月15日から平成19年2月までの受給分			6,488,372		
損益相殺額	44,268,805	Qセンターからの傷害見舞金(¥33,700,000)を除く3件の小計は¥10,568,805			54,268,805		
損益相殺後の損害額(弁護士費用を除く)	565,522,045				275,321,123		
弁護士費用	45,660,918		合理的な範囲に限定すべきである。	不知	24,000,000		本件訴訟の経緯、難易その他本件に顕れた一切の事情を考慮した。
損益相殺後の弁護士費用を含む損害額	611,182,963				299,321,123		
亡X4からの相続分	2,942,500	(内訳) 慰謝料相当分250万円 弁護士費用相当分44万2500円	交通事故による1級の後遺障害の事例で父母に認められる慰謝料は各300万円程度、兄弟には100万円程度にすぎない。	争う。	825,000		控訴人X1との関係、同控訴人の障害の程度その他本件に顕れた一切の事情を考慮し、X4固有の慰謝料として300万円、弁護士費用として30万円を相当と認めた。同控訴人の相続分は4分の1である。 (計算式) 3,300,000÷4=825,000
損益相殺後の弁護士費用を含む損害額に上記相続分を加えた額	614,125,463				300,146,123		
控訴人X2							
慰謝料	10,000,000		交通事故による1級の後遺障害の事例で父母に認められる慰謝料は各300万円程度、兄弟には100万円程度にすぎない。	争う。	3,000,000		控訴人X1との関係、同控訴人の障害の程度その他本件に顕れた一切の事情を考慮し、控訴人X2固有の慰謝料として300万円、弁護士費用として30万円を相当と認めた。
同弁護士費用	1,770,000			争う。	300,000		

請求項目	請求額(円)	控訴人らの主張	被控訴学校の認否	被控訴協会の認否	当裁判所の判断		
					認容額(円)	証拠	理由
亡X4からの相続分	5,885,000	(内訳) 慰謝料相当分500万円 弁護士費用相当分88万5000円	交通事故による1級の後遺障害の事例で父母に認められる慰謝料は各300万円程度, 兄弟には100万円程度にすぎない。	争う。	1,650,000		控訴人X1との関係, 同控訴人の障害の程度その他本件に顕れた一切の事情を考慮し, X4固有の慰謝料として300万円, 弁護士費用として30万円を相当と認めた。 控訴人X2の相続分は2分の1である。 (計算式) $3,300,000 \div 2 = 1,650,000$
<b>合計</b>	<b>17,655,000</b>				<b>4,950,000</b>		
<b>控訴人X3</b>							
慰謝料	10,000,000		交通事故による1級の後遺障害の事例で父母に認められる慰謝料は各300万円程度, 兄弟には100万円程度にすぎない。	争う。	1,000,000		控訴人X1との関係, 同控訴人の障害の程度その他本件に顕れた一切の事情を考慮し, 控訴人X3固有の慰謝料として100万円, 弁護士費用として10万円を相当と認めた。
同弁護士費用	1,770,000			争う。	100,000		
亡X4からの相続分	2,942,500	(内訳) 慰謝料相当分250万円 弁護士費用相当分44万2500円	交通事故による1級の後遺障害の事例で父母に認められる慰謝料は各300万円程度, 兄弟には100万円程度にすぎない。	争う。	825,000		控訴人X1との関係, 同控訴人の障害の程度その他本件に顕れた一切の事情を考慮し, X4固有の慰謝料として300万円, 弁護士費用として30万円を相当と認めた。 控訴人X3の相続分は4分の1である。 (計算式) $3,300,000 \div 4 = 825,000$
<b>合計</b>	<b>14,712,500</b>				<b>1,925,000</b>		